

第3次長崎市男女共同参画計画 後期行動計画の素案について

令和7年11月
市民生活部人権男女共同参画室

1 後期行動計画策定スケジュールについて

- (1) 全体スケジュール
- (2) 長崎市男女共同参画審議会スケジュール

2 第3次長崎市男女共同参画計画について

- (1) 計画の位置づけ

3 第1回推進本部会議・審議会での意見と対応

- (1) 第1回男女共同参画推進本部会議及び第1回男女共同参画審議会での意見と対応

4 素案について

- (1) 主な変更点
- (2) 体系案について
 - ア 推進目標Ⅰ
 - イ 推進目標Ⅱ
 - ウ 推進目標Ⅲ

5 主要指標について



1

後期行動計画策定スケジュールについて

1 後期行動計画策定スケジュールについて

4

(1) 全体スケジュール

令和7年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
推進本部 幹事会				● ・前期振り返り ・体系案説明	● ・取組内容、 指標見直し 検討			● ・素案確認		● ・パブコメ 対応			
推進本部					● 第1回 7/29 ・前期振り ・体系案説明			● 第2回 11/4 ・素案確認			● (書面確認) ・パブコメ報告 ・最終案確認		
男女共同参画審議会					● 第1回 8/21 ・諮問 ・R6進捗報告 ・体系案審議			● 第2回 11/13 ・素案審議		● 第3回 2月頃 ・原案審議 ・答申			
長崎市議会								● 11月議会 所管事項調査					
その他										■ パブコメ			

(2) 長崎市男女共同参画審議会スケジュール

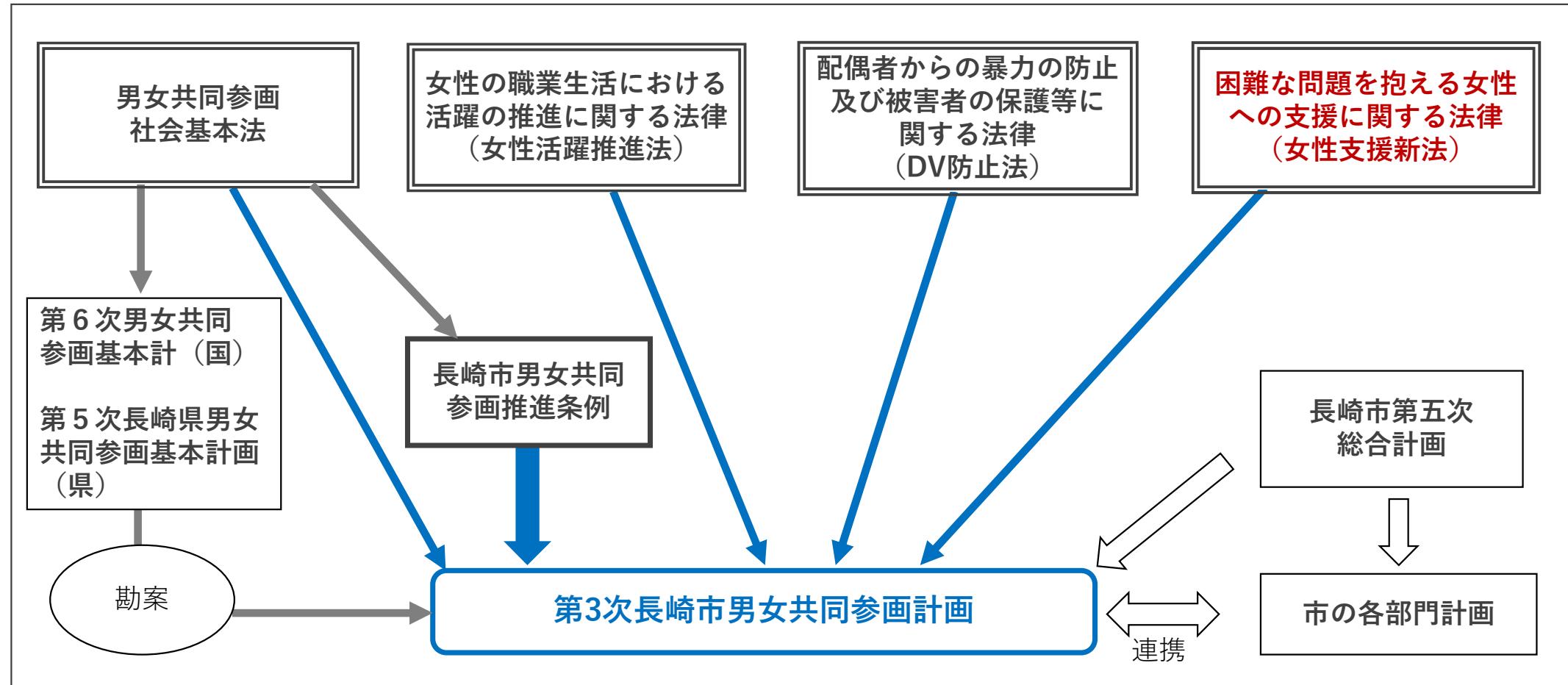
開催予定日	回	内容
令和7年 8月21日(木)	第1回	<ul style="list-style-type: none">・第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画の振り返り・後期行動計画の体系案について
11月13日(木)	第2回	<ul style="list-style-type: none">・後期行動計画の素案について
令和8年 2月頃	第3回	<ul style="list-style-type: none">・原案審議・答申

2

第3次長崎市男女共同参画計画について

(1) 計画の位置づけ

← 基本計画としての位置づけ



3

第1回推進本部会議・審議会での意見と対応

(1) 第1回男女共同参画推進本部会議及び第1回男女共同参画審議会での意見と対応

後期体系案の該当箇所	意見	対応案
体系案全般について	<p>「男女」の枠にとどまらない考え方について触れているが、体系にあったほうがいいのではないか。</p> <p>【男女共同参画推進本部会議】</p>	推進目標Ⅲ 主要課題8の「男女間における暴力の根絶」を「暴力の根絶」に変更し、性別にとらわれない表現とする。
推進目標Ⅲ 主要課題8 「男女間における暴力の根絶」	<p>デートDV防止授業などでは「男女間」ではなく「パートナー間」と伝えている。性的な多様性を踏まえるのであれば、表現の仕方を検討していく必要があるのではないか。</p> <p>【男女共同参画審議会】</p>	

(1) 第1回男女共同参画推進本部会議及び第1回男女共同参画審議会での意見と対応

後期体系案の該当箇所	意見	対応案
推進目標Ⅲ 主要課題9 「困難な問題を抱える女性への支援」	<p>女性に特化した表現である。</p> <p>【男女共同参画推進本部会議】</p>	
	<p>「困難な問題を抱える」にマイナスイメージがある。「安心安全に暮らせるための女性への支援」に変更してはどうか。</p> <p>【男女共同参画審議会】</p>	<p>推進目標Ⅲ 主要課題9を「困難な問題を抱える女性への支援」から「男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援」に変更し、性別にとらわれない表現とする。</p>
	<p>女性に特化した表現になっており、男性が頼れない環境を生み出すのではないか。</p> <p>【男女共同参画審議会】</p>	

4

素案について

素案について

(1) 主な変更点

前期行動計画

推進目標	主要課題
I 男女がお互いの性の尊重と健康を守る意識づくりを理解し、 男女共同参画についての理解の浸透	1 男女共同参画についての理解の浸透
	2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進
	3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透
	4 メディアにおける人権の尊重
II 男女が分野に参画する社会づくりにおいて 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大
	6 女性のエンパワーメントの推進
	7 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と共同参画の促進
	8 防災・復興における男女共同参画の推進
III 男女間における暴力の根絶を立てる環境づくりを実現する 男女共同参画の視点による生活上の困難に対する支援	9 男女間における暴力の根絶

困難な問題を抱える女性を取り巻く様々な課題

など

新たな課題への対応を既存の施策体系で位置付けるのは困難

女性をめぐる複雑化、多様化、複合化した課題に対応するため
既存の体系を広い枠組みで整理

【推進目標Ⅲ】

「男女共同参画を阻害する暴力を許さない環境づくり」を拡大し、
「男女が安全で安心して暮らせる環境づくり」を視点とする枠組みへと進化

安全で安心して暮らせる環境に関する次の主要課題をまとめる。

【既存】防災・復興における男女共同参画の推進
→ 男女それぞれの視点での防災への取組みと災害対応

【既存】男女間における暴力の根絶
→ 暴力の根絶

【新規】男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6年4月1日）

【背景】

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組みを構築**。

【目的・基本理念】

「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定

【国・地方公共団体の責務】

困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記

法律に基づく基本計画の策定が努力義務（市町村）

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 (令和5年6月)

「男女」の枠にとどまらない考え方の広がりへの対応

【参考】国・長崎県の計画での性的少数者に関する記述

	【国】 第5次男女共同参画基本計画	【長崎県】 第4次長崎県男女共同参画基本計画	【長崎市】 第3次長崎市男女共同参画計画
基本的な方針等	男女共同参画の取組みを進めることは、性的指向・性自認に関することなども含め、幅広く多様な人々を包括するインクルーシブな社会の実現につながる		なし
政策方針等	II 安全・安心な暮らしの実現 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 一性的指向・性自認に係る相談体制の充実、支援体制の整備	III 安全・安心な暮らしの実現 政策目標9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 一性的少数者等の困難な問題を抱える人の人権に関する研修、人権教育・啓発活動の促進	なし

後期行動計画の策定にあたって配慮する点

- 男女共同参画の取組みを進めることは、性的少数者を含む多様性を認めあう社会の実現につながるという基本的な考え方を記述する。
- 性的少数者に配慮した表現を行う。

※国、長崎県、長崎市ともに性的少数者に関する取組みは、人権分野の課題として整理しており、具体的な施策は人権教育・啓発に関する基本計画に示されている。

後期行動計画の策定にあたって配慮する点

- 男女共同参画の取組みを進めることは、性的少数者を含む多様性を認めあう社会の実現につながるという基本的な考え方を記述する。
- 性的少数者に配慮した表現を行う。

国の第6次男女共同参画計画を踏まえ、本計画の根幹となる「計画策定の趣旨」への考え方の記述

男女共同参画を進めることが、
「誰もが暮らしやすい多様な幸せ（Well-being）の実現につながる」
旨を記載

素案について

(2) 体系案について

【前期行動計画体系】

推進目標		主要課題	
I 男女がお互いを尊重し合い、意識づくり	1	男女共同参画についての理解の浸透	
	2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	
	3	互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	
	4	メディアにおける人権の尊重	
II あらゆる女性が分野において社会共通参画に取り組んでおり	5	政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	
	6	女性のエンパワーメントの推進	
	7	雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	
	8	防災・復興における男女共同参画の推進	
III する男女環境暴力共同参画をくすりさない害	9	男女間における暴力の根絶	

【後期行動計画体系（案）】

推進目標		主要課題	
I 男女がお互いを尊重し合い、意識づくり	1	男女共同参画についての理解の浸透	
	2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	
	3	互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	
	4	メディアにおける人権の尊重	
II 共おらやくで男女分りきる社会参画づくりに	5	政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	
	6	女性のエンパワーメントの推進	
	7	雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	
	8	暴力の根絶	
III 暮男女らせる安全環境安づくりに	9	男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	追加
	10	男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応	区分名称変更

名称
変更

追加

区分
名称
変更

4 素案について (2) 体系案について

19

推進目標	主要課題		施策の方向(案)	
I 男女がお互いの意識を理解し、尊重しあう	1 男女共同参画についての理解の浸透	(1) 男女共同参画に関する情報発信		
		(2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供		
	2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3) 教育の場における男女平等意識の醸成		
		(4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実		
	3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発		
		(6) 妊娠、出産期における健康管理の支援		
	4 メディアにおける人権の尊重	(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進		
		(8) メディア環境における有害環境浄化への取組		
II 男女らがゆる社会で、同分野に参画していく	5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9) 女性の積極的な登用の促進		
		(10) 女性の人材育成		
	6 女性のエンパワーメントの推進 7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事とワーク・ライフ・バランス	(11) 女性のチャレンジへの支援		
		(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進		
		(13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透		
		(14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援		
		(15) 地域における共同参画の促進		
III 環境暮全男づら安女くせ心がりに	8 暴力の根絶	(16) DV(配偶者等からの暴力)対策の推進		
		(17) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進		
	9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	(18) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援		
	10 男女それぞれの視点での防災の取組と災害対応	(19) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映		

ア 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権が保障され、男女平等がうたわれています。男女共同参画社会基本法においても、男女の人権の尊重がうたわれており、性別による差別的な扱いは、人権問題であるという認識が必要です。

したがって、男女共同参画を推進していくうえで基盤となるのは、一人ひとりの男女共同参画についての理解であり、男女共同参画社会がより身近なものとして実現していくためには、その意識が深まり、広がっていくことが大切です。

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
1 男女共同参画についての理解の浸透	(1) 男女共同参画に関する情報発信	1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	人権男女共同参画室
		2	男女共同参画に関する図書の貸出し及び情報発信	人権男女共同参画室
		3	男女共同参画に関する国際情報の収集及び提供	人権男女共同参画室
		4	男女共同参画に関する調査研究の実施	人権男女共同参画室
	(2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供	5	男女共同参画推進センターが主催する講座の実施	人権男女共同参画室
		6	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	人権男女共同参画室

ア 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3) 教育の場における男女平等意識の醸成	7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	学校教育課
		8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	学校教育課
		9	児童生徒の多様な進路選択のための支援	人権男女共同参画室
		10	保育所、認定こども園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	人権男女共同参画室
		11	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	生涯学習企画課
	(4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実	12	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	人権男女共同参画室
		13	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	人権男女共同参画室
		14	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	生涯学習企画課

ア 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題	施策の方向		取組番号	取組内容	所管課
3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発		15	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るために講座の開催	人権男女共同参画室
			16	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	生涯学習企画課
			17	学校教育における性教育の充実のため、外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施	学校教育課
			18	【変更】エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・啓発の充実 予防啓発のための学校への講師派遣	感染症対策室
			19	臨床心理士による心の健康相談	人権男女共同参画室
	(6) 妊娠、出産期における健康管理への支援		20	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	子育てサポート課
			21	両親学級の開催	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

ア 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題	施策の方向	取扱番号	取組内容	所管課
4 メディアにおける人権の尊重	(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進	22	<p>【変更】 市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除し、 する男女共同参画への意識を高めるための配慮すべき事項として 広報責任者研修における周知啓発</p>	広報広聴課
		23	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	人権男女共同参画室
		24	行政刊行物について、固定的性別役割分担意識にとらわれている ような表現の指導・改善	人権男女共同参画室
	(8) メディア環境における有害環境浄化への取組	25	社会環境実態調査の実施（コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等）	こども相談センター (こどもみらい課)
			【削除】白ポストによる有害図書類の回収	こども相談センター (こどもみらい課)
		26	有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	生涯学習企画課

イ 推進目標II あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性もあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会を形成していくことが重要です。

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9) 女性の積極的な登用の促進	27	市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	市関係課 行政体制整備室
		28	男女共同参画を推進する団体の女性の人材育成情報の収集、提供	人権男女共同参画室
		29	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性の積極的登用に関する情報提供	産業雇用政策課
		30	女性職員の管理職への登用（管理職：課長級以上の職員）	人事課

イ 推進目標II あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
6 女性のエンパワーメントの推進	(10) 女性の人材育成	31	女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催	人権男女共同参画室
		32	女性職員のキャリアアップにつながる研修の開催	人事課 職員研修所
		33	【変更】 女性農業者グループの自主的な活動等に対する支援が参加しやすい研修会等の開催	農林振興課
		34	男女共同参画を推進する団体等への支援	人権男女共同参画室
		35	ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供	人権男女共同参画室
	(11) 女性のチャレンジへの支援	36	就労や起業支援講座の開催	人権男女共同参画室
		37	【削除】 漁業に従事する女性や女性団体に対しての市が開催する交流イベント等への参加の促進	水産振興課
			「長崎市労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供	産業雇用政策課

イ 推進目標II あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進	38	「長崎市労政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発	産業雇用政策課
		39	【変更】誰もが男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の表彰及び取組事例の紹介	人権男女共同参画室
		40	長崎市職員ワークライフバランス推進計画の推進 ・時間外勤務の縮減　・年次休暇の取得　・仕事と生活の両立支援 ・女性職員の活躍推進	人事課
		41	ハラスメントのない職場づくりのための講座の実施	人権男女共同参画室
		42	「長崎市労政だより」による企業、団体への各種ハラスメント等に関する啓発	産業雇用政策課
		43	市職員（新規採用職員や管理職等）へのハラスメント防止研修の開催	人事課 職員研修所
		44	外部の専門家で構成する調査等審議会の設置によるハラスメントに関する相談等	人事課
		45	労働に関する相談に対しての各種相談機関の紹介	人権男女共同参画室
		46	「長崎市労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信	産業雇用政策課
		47	勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	人事課 職員研修所
		48	啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供	人権男女共同参画室

イ 推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	(13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透	49	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	人権男女共同参画室
			啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信	人権男女共同参画室
		51	<p>【変更】 女性農業者の経済的地位の確立のため、家族経営協定の締結促進 (労働時間の適正化、休日の取得促進、女性農業者の労働に対する適正評価の促進)</p>	農林振興課
		52	長崎市中小企業融資制度によるワーク・ライフ・バランスの取組みに対する経済的支援	商業振興課

イ 推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	(14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援	53	長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等による子育て家庭への情報発信	こども政策課
		54	子どもや子育てに関する全般の問題についての相談対応	子育てサポート課
		55	家庭で乳幼児を養育している保護者間の交流促進及び子育てに不安を持つ保護者への助言（お遊び教室の開催・子育て支援センターの設置）	子育てサポート課 こども政策課
		56	地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業（ファミリー・サポート・センターの運営）	子育てサポート課
		57	<p>【変更】</p> <p>医療費事項負担額の一部助成（高校生世代以下のこども中学生以下の児童を対象に、その保護者に対し、保険診療にかかる医療費自己負担額の一部助成）</p>	こども政策課
		58	ひとり親家庭への支援 (生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	こども政策課

イ 推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	(14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援	59	待機児童の解消及び認定こども園への移行促進	幼児課
		60	子どもの一時預かりに関する諸事業の充実 (一時預かり事業・病児病後児保育事業・延長保育事業・子育て短期支援事業の実施)	幼児課
		61	放課後児童クラブの設置及び促進	こどもみらい課
		62	男性の家事・介護等への参画を推進するための父子のイベント等、男性向け講座の開催	人権男女共同参画室 生涯学習企画課
		63	介護家族を対象にした家族介護教室の開催	高齢者すこやか支援課

イ 推進目標II あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	(15) 地域における共同参画の促進	64	地域における男女共同参画の促進のための講座開催	人権男女共同参画室
		65	市民活動センターの設置・運営（市民活動を行う個人又は団体の交流及び活動拠点）	市民協働推進室
		66	公民館におけるボランティアの養成及び活動支援	生涯学習企画課
		67	地域活動や市民活動への参加促進	自治振興課
		68	地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営の支援	地域コミュニティ推進室
		69	【変更】 地域における男女共同参画の推進に関する取組みを行う個人又は団体ボランティアへの活動支援	人権男女共同参画室

ウ 推進目標III 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

DVやセクシュアル・ハラスメントなどの様々な暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではなく、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つでもあります。また、社会的・経済的な男女間の格差等を起因とする多様かつ複合的な困難を抱える女性等への支援や、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点の浸透の必要性も再認識されています。

誰もが安全に安心して暮らせる環境の実現のために、男女共同参画の視点に基づいた意識啓発やきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
8 暝の根絶	(16) DV（配偶者等からの暴力）対策の推進	70	DVに関する正しい理解のための講座の開催	人権男女共同参画室
		71	啓発物やホームページ等によるDVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	人権男女共同参画室
		72	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座（データDV防止授業）の開催	人権男女共同参画室 学校教育課
		73	相談員の資質向上及び心理的ケア（ケース会議の開催、DV対策等の関係会議への参加）	人権男女共同参画室
		74	DV被害者支援連絡会議の運営	人権男女共同参画室
		75	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅（目的外使用の住戸）の確保	建築総務課

ウ 推進目標III 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
8 暝力の根絶	(16) DV（配偶者等からの暴力）対策の推進	76	DVに関する相談（アマランス相談）	人権男女共同参画室
		77	一般相談、法律相談（市民相談）	自治振興課
		78	DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を加害者に知られないようする措置(住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限)	住民情報課
		79	DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	人権男女共同参画室
		80	高齢者の配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者すこやか支援課
		81	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応などの研修の実施及び指導・支援	高齢者すこやか支援課
		82	長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営（障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施）	障害福祉課
		83	配偶者暴力相談支援センターと児童虐待担当部局等との連携強化	人権男女共同参画室 子育てサポート課

ウ 推進目標III 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
8 暴力の根絶	(17)	セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進	84 セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	人権男女共同参画室
			85 セクシュアル・ハラスメント等に関する相談	人権男女共同参画室
9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	(18)	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	86 【新規】 困難な問題を抱える女性の相談窓口の設置及び支援	人権男女共同参画室
			87 【新規】 関係機関等と連携した支援体制の充実（支援内容の協議、情報交換等）	人権男女共同参画室
			88 【新規】 女性支援やDV防止等の活動を行っている民間団体等との連携体制の充実	人権男女共同参画室
			58 【新規】(再掲) ひとり親家庭への支援	こども政策課

ウ 推進目標III 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

主要課題	施策の方向	取組番号	取組内容	所管課
10 男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応	(19) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映	89	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	防災危機管理室 人権男女共同参画室
		90	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	防災危機管理室
		91	男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進	防災危機管理室 人権男女共同参画室
		92	被災時における性暴力・DV被害防止等に関する情報発信、相談体制の整備	人権男女共同参画室

5

主要指標について

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	前期計画の目標値	目標値(R12年度)	所管課
1 男女共同参画についての理解の浸透	1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	20.2% (R6年度)	30.5%	30.7%	人権男女共同参画室
	2	男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	11,392人 (R6年度)	7,800人	11,200人	人権男女共同参画室
	3	男女共同参画推進センター主催講座の参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合	94.0% (R6年度)	100%	94.5%	人権男女共同参画室
2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	4	職業講話の実施校の割合（学校運営調査）	76.9% (R6年度)	80.0%	80.0%	学校教育課
	5	男女共同参画に関する派遣講座の実施回数	66回 (R6年度)	41回	66回	人権男女共同参画室
3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	6	性教育に係る外部講師の活用率	46.2% (R6年度)	37.0%	48.0%	学校教育課
	7	子ども家庭センターでの妊婦の健康相談対応件数	2,438件 (R6年度)	2,451件	1,927件	子育てサポート課
4 メディアにおける人権の尊重	8	把握している社会環境実態調査対象店舗（市内のコンビニエンスストア、ドラッグストア、携帯ショップ、カラオケボックス、興行施設など）への調査実施率	100.0% (R6年度)	100.0%	100.0%	子ども相談センター（こどもみらい課）

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	前期計画の目標値	目標値(R12年度)	所管課
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.3% (R6年度)	40.0%	40.0%	行政体制整備室
	10	市役所の女性職員の管理職（課長級以上）への登用率	16.6% (R6年度)	20.0%	20.0%	人事課
6 女性のエンパワーメントの推進	11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	33回 (R6年度)	18回	33回	人権男女共同参画室
7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	12	誰もが男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所 (R6年度)	3事業所	9事業所	人権男女共同参画室
	13	市役所の男性職員の2週間以上の育児休業取得率	40.2% (R6年度)	—	85.0%	人事課
	14	待機児童数	0人 (R7年度)	0人	0人	幼児課
	15	放課後児童クラブ利用可能児童数	8,735人 (R6年度)	8,305人	8,850人	こどもみらい課
	16	地域活動等に参加したいと思う人の割合（長崎市市民意識調査） 地域活動や市民活動への参加意向割合	84.4% (R6年度)	87.7%	85.0%	自治振興課

推進目標Ⅲ 男女が安心安全に暮らせる環境づくり

主要課題	指標番号	指標	基準値	前期計画の目標値	目標値(R12年度)	所管課
8 暴力の根絶	17	データDV防止授業開催数	25回 (R6年度)	23回	25回	人権男女共同参画室 学校教育課
	18	DV相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合（長崎市市民意識調査） アマランス相談の認知度	41.1% (R6年度)	53.0%	50.0%	人権男女共同参画室
9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	19	【新規】相談したことで何らかの改善又は変化を得た女性の割合	92.7% (R6年度)	—	96.6%	人権男女共同参画室
10 男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応	20	女性市民防災リーダー数	216人 (R6年度)	250人	251人	防災危機管理室